

令和6年度 京都府農地中間管理事業 評価調書

令和7年3月11日(評価委員会)

評価項目	評価	コ メ ント
1. 農地中間管理事業を唯一の農地集約対策として展開 (1)数値目標の達成は。 達成に向けた取り組み状況は。	A B C	(2)(3)の集積のための行動目標は達成しているが、面積の集積目標が達成していない。 原因分析を行い、次年度の実績につながる計画づくりに繋げていただきたい。
(2)市町村、農業委員会等と連携して取り組みを進められたか。 新たな農地中間管理事業の推進に関して市町村等と情報を共有し、意見を聴取して、事業を推進する仕組みづくりが進められたか。	A B C	目標どおり、25市町村との連携のための委託などが実施されている。 一方では、市町村や農業委員の人材・人員不足もあるなか、地域の様々な状況に応えられるよう、きめ細やかなサポート体制も工夫して頂きたい。
(3)市町村外の担い手、法人等、広域的な担い手の情報の収集、市町村、農業委員会への情報提供は進められたか。	A B C	目標を超える数の法人などへ情報提供などの活動ができています。
2. 事業の制度周知 機構は知事が指定した公的機関であり、安心安全な取り組みであること、また、法改正に伴い令和7年度から利用権の設定が農地中間管理事業に統合されることについて、周知が図られているか、周知を図る取り組みを検討しているか。	A B C	制度周知のための活動、相対からの移行に備えて作成書類の削減など努力している。 周知に関しては、地主と利用農家、相続人など立場の違う人向けにも工夫をすることも有効であることから、今後7年度の計画・実行に際しては検討願いたい。
3. 機構関連農地整備事業の円滑実施 機構関連事業の地域合意に向け、関係機関の一体的連携体制が構築できたか。 また、地域の取り組みに適切な情報提供、指導等、事業実施に向けた伴走支援はできたか。	A B C	20地区が興味を示す中、地元要望が強い地区を先行して推進チームで取組へ対応するなど成果をあげている。 今後更に旧区画整理田、再区画整理必要田など、担い手が変化していく中であって、農業構造を変えていくことが重要な地域などへの働きかけの実施もチームで検討願いたい。
4. 所有者不明農地・相続未了農地の活用 所有者不明農地等を担い手が有効活用する制度の普及、促進が図れたか。	A B C	9割が使用貸借であり、供託金の問題などから制度活用のメリットが見いだせないとのことであるが、所有者不明、相続未了農地は市町村にとって大きな課題でもある。 中間管理事業で必要とされる農地については、供託金が免除、軽減されるなどの制度要望を検討するなど解決に向けた提案など、方向性を示すべき。
総合評価	A B C	農地中間管理事業を活用し、農地集積を進めるための方法として関係機関との連携、協調、情報共有、PRなどの取組を進めている。 こうした目標達成の成果がどのように現れているのか、あるいは更に工夫が必要なのか、などの分析、評価し、行動を起こす必要性などについても把握や推察をお願いしたい。

A: 目標を達成している

B: 目標を概ね達成している

C: 目標どおり出来ていない